

公立大学法人福山市立大学理事長選考に係る意向調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人福山市立大学理事長選考規程（令和3年法人規程第8号。以下「選考規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、意向調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向調査の実施方法)

第2条 選考規程第6条第2項に規定する意向調査は、投票により行う。

2 投票は、理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が定める投票期間及び投票時間に行うものとする。

(意向調査の学内周知)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項を投票期間の初日の10日前までに投票する資格を有する者（以下「意向調査投票権者」という。）に周知しなければならない。

- (1) 意向調査の実施方法
- (2) 投票期間及び投票時間
- (3) 投票場所
- (4) その他意向調査に必要な事項

2 前項の周知は、学内ポータルへの掲載により行うものとする。

(意向調査投票権者)

第4条 意向調査投票権者は、選考規程第4条第1項第3号に規定する職員で、前条第1項の規定による周知の日（以下「周知日」という。）に福山市立大学に在職する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、周知日に休職中、休業中又は停職中の者は、意向調査投票権者になることができない。

(投票用紙の交付)

第5条 選考会議は、周知日以後、遅滞なく、意向調査投票権者名簿（様式第1号）を作成し、意向調査投票権者に投票用紙（様式第2号）を交付しなければならない。

2 前項の投票用紙は、再交付しない。

(投票方法)

第6条 投票は、意向調査投票権者1人につき1票とし、記号式投票により行う。

2 投票は、投票用紙に名前が印刷された理事長候補者のうち、投票しようとする者1人

に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を自署して、これを投票箱に入れる方法により行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いない場合
- (2) ○の記号以外の文字や記号が記載されている場合
- (3) 記載事項が不明確な場合
- (4) 一投票中に2人以上の候補者に対して○の記号を記載した場合
- (5) 何等の記載もない場合
- (6) どの候補者に○の記号を記載したか確認し難い場合
(開票等)

第7条 開票は、投票期間終了後、速やかに行うものとする。

2 開票及び集計に当たり、開票立会人を置き、経営企画課長をもって充てる。

3 開票立会人は、開票及び集計が公平かつ公正に行われるよう、前条第3項の規定に基づき、投票の効力の決定を行うものとする。

4 開票立会人は、開票及び集計が公平かつ公正に行われたことを証するため、意向調査開票記録(様式第3号)を作成し、署名・押印の上、選考会議へ提出する。

5 選考会議は、必要があると認めるときは、第2項の開票立会人以外の者を開票に立ち会わせることができる。

(意向調査結果の報告)

第8条 開票立会人は、意向調査の結果を選考会議へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 意向調査の庶務は、事務局経営企画課で行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、意向調査に関し必要な事項は選考会議が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月14日から施行する。

意向調査投票権者名簿

番号	職員番号	所属	名前	備考

様式第2号（第5条関係）

理事長選考に係る意向調査					
投票用紙					
公立大学法人福山市立大学					
					法人印
					記載欄
				(印刷しておく)	理事長候補者名前

注1) 候補者として適任であると考える者1人について、名前の上の記載欄に○の記号を記載すること。

注2) 次の投票は無効となります。

- (1) 所定の投票用紙を用いない場合
- (2) ○の記号以外の文字や記号が記載されている場合
- (3) 記載事項が不明確な場合
- (4) 2人以上の候補者に対して○の記号を記載した場合
- (5) 何等の記載もない場合
- (6) どの候補者に○の記号を記載したか確認し難い場合

※用紙サイズ A6（縦148mm×横105mm）

※記載欄及び理事長候補者名前欄は、理事長候補者人数によって調整して使用するものとする。

様式第3号（第7条関係）

意向調査開票記録

開票日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
開票場所	福山市立大学 棟 階 室		
投票権者数	人		
投票数	票		
有効投票数	票		
無効投票数	票		
得票数（50音順）			
名前	得票数	名前	得票数
上記のとおり、相違ありません。			
年 月 日			
開票立会人			印